

事務局職員給与の運用細則

1999年6月1日 制定

(初任給)

第1条 初任本俸は、学歴区分により、次に掲げる級及び号を適用する。

- (1) 高等学校卒:1級3号
- (2) 専修学校2年の専門課程:1級5号。
- (3) 短期大学卒:1級5号
- (4) 大学卒:2級2号

(経験年数の換算)

第2条 学校卒業後、同程度とみなされる職務に在職した年数は、経験年数とし、その職務内容により、最高4分の3までを限度として、勘案して定める。

(換算の特例)

第3条 本人の能力、知識等他職員との均衡上前条を適用することが不相当と認められるとき、及び、満55歳以上の者を採用するときは、前条の規定にかかわらず、適宜初任本俸を決めることができる。

(昇格)

第4条 昇格は、本俸が1級上位の最低号俸を超えたときで、その職員の勤務成績が良好であるときは、1級上位に昇格させることができる。その場合に受ける号俸は、昇格前の号俸と同額又は直近上位の額の号俸とする。ただし、在級年数については、別に定める。

(昇給)

第5条 1年間良好な成績で勤務したときは、1号俸より3号俸の範囲で、上位の号俸に昇給させる。

(細則の改廃)

6 この細則の改廃は、理事会の議決による。